

## 令和4年度 第2回

# 加西市国民健康保険運営協議会資料

- 日 時 令和5年1月26日(木) 午後1時30分～
- 場 所 加西市民会館 視聴覚室

## 目 次

1. 【報告事項】 兵庫県における保険料水準の統一について . . . . . P 1
2. 【諮問事項】 加西市国民健康保険税条例の改正について . . . . . P 6

## 1. 【報告事項】兵庫県における保険料水準の統一について

法改正により、平成 30 年度から国民健康保険の財政運営は都道府県単位で行うこととなりました。これを受けて兵庫県では、現状では各市町が独自に決定している保険料を、県下で統一することを目指して協議を続けています。

この度、今までに合意の得られた協議内容や課題として挙がっている事項を踏まえ、統一の方針等を「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」にとりまとめました。今後はこのロードマップに基づいて進めていくこととなります。

### 【ロードマップの要旨と加西市国保の対応】

- ① 統一の時期について、標準保険料率<sup>1</sup>の統一（各市町の標準保険料率への移行目安時期）を令和 9 年度、保険料率の完全統一（標準保険料率への全市町原則移行完了）を令和 12 年度とする

R9 の標準保険料水準（目安）と現状の加西市国保税率の比較

	医療給付分			後期高齢者医療支援金分			介護納付金分			一人当たり 保険税 (円)
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	
現状	7.40	27,000	21,000	2.80	9,000	8,000	2.30	10,000	6,000	104,176
目安	7.19	34,299	22,329	2.70	11,323	7,371	2.67	13,751	6,828	109,726
差	△0.21	7,299	1,329	△0.1	2,323	△629	0.37	3,751	828	5,550

※一人あたり保険税額は、令和 4 年 11 月時点の所得・被保険者数等のデータを使用して試算

<sup>1</sup> 標準保険料率・・・各市町が県に支払う「事業費納付金」を支払うために必要となる、各市町の理論上の保険料率。現在は市町によって違う

現状把握と今後の課題 〈令和9年度に想定される保険料の水準に、国保税率を合わせようとする・・・〉

- 一人当たり平均で5,500円(5.3%)程度の値上げが必要。
- 均等割<sup>2</sup>の引き上げが必要・・・軽減措置<sup>3</sup>が該当しない世帯では一人当たり約13,000円(7割軽減世帯で約4,000円、5割軽減世帯で約6,500円、2割軽減世帯で約10,000円)の値上げが必要。均等割の引き上げは被保険者全員(18歳に達する年度末までの子供を除く)に影響があるため、特に低所得世帯や、加入者数が多い世帯に配慮した引上げ額の設定が必要。
- 介護分<sup>4</sup>の引き上げが必要・・・所得割・均等割・平等割全てで引き上げが必要。40歳以上65歳未満の被保険者の世帯に影響があるため、引上げ額の設定には配慮が必要。
- 基金の活用を考えた改定スケジュールが必要・・・統一までに、できるだけ基金を被保険者へ還元したい。

⇒上記の課題を踏まえ、令和12年度までの期間を有効に使い、値上げによる保険料負担が急激に上昇しないよう配慮しながら、改定を検討する。

## ② 負担面（保険料水準の統一）と給付面（サービス水準の統一）の平準化は同時並行で進めていく

現状では保険料の水準は市町ごとにバラつきがある。また、市町はそれぞれの地域の課題に応じた独自の事業を実施しているため、サービス水準にも差がある。市町間の公平性を確保するために、負担の平準化（保険料水準の統一）と平行して、給

<sup>2</sup> 均等割・・・世帯の国保被保険者数に応じて負担する保険税（料）

<sup>3</sup> 軽減措置・・・世帯主及び被保険者の合計所得が一定基準以下の場合、所得に応じて均等割、平等割（世帯割）が軽減される

<sup>4</sup> 介護分・・・40歳以上65歳未満の被保険者（介護保険の第2号被保険者）のみが負担する

付の平準化（サービスも水準を合わせる）が必要だが、完全な給付の平準化には時間を要する。

そこで、全市町で基準を統一する必要がある給付事務から平準化を進めていくこととし、まずは保険料減免<sup>5</sup>、一部負担金減免、保健事業<sup>6</sup>について検討する。平準化に際しては、最低限の基準の設定や、サービス水準の底上げ、地域課題に応じた事業の実施などについて協議する。

⇒保険料減免は、サービスの平準化の中で協議する。

⇒サービスの平準化についてはこれから議論が始まるところだが、議論の方向性を見極め、計画的に対応を検討する。

③ 令和9年度に各市町の個別公費・個別経費を完全に相互扶助することとし、令和5年度から5年間かけて段階的に進める

#### ※個別公費・個別経費の相互扶助

市町独自の公費（国・県の補助金等の収入）や経費（保健事業等の、独自に行っている事業に係る費用）を県全体の収入、経費として事業費納付金<sup>7</sup>の算定に反映させ、県全体で支えあう仕組み。

保険料水準の統一のためには個別公費・個別経費の相互扶助が必要であるが、その影響によって事業費納付金が増額となり、保険料負担が増加する市町が生じる。

<sup>5</sup> 保険料減免・・・法で定められた軽減措置以外で、市町が地域課題に応じて独自に定めている減免制度。加西市では、18歳に達する年度末までの子どもの均等割の全額免除、災害等による免除などを実施している。

<sup>6</sup> 保健事業・・・特定健康診査・健康教育・疾病の予防や重症化予防など、被保険者の健康増進のために行う事業。

<sup>7</sup> 事業費納付金・・・県全体で必要な保険給付費（医療費の保険者負担分等）や後期高齢者医療への支援金等の財源とするため、市町が県に支払う負担金。市町は保険料収入や公費収入を原資にして、これを支払う。

そこで、市町の急激な負担の変化を抑制するために、単年度で一気に進めるのではなく、令和5年度から5年間かけて（各年度20%ずつ）進めることとする。

⇒相互扶助により、加西市は事業費納付金の増額が見込まれる（令和4年度の事業費納付金で試算すると、現状よりも約3,500万円の増額となる）。

④ 統一に伴う保険料増の影響を緩和し、統一保険料への円滑な移行を推進するために、県が保有する基金を活用した保険料引き下げ策を実施する

※保険料水準の統一による負担増加を軽減するために、県が二つの支援策を実施する。

ア) 事業費納付金全体の引き下げ支援

令和5年度から9年度までの5年間、毎年15億円の県基金を投入して納付金全体の引下げを行い、市町負担の軽減（県全体の保険料の引下げ）を図る。なお、投入額は10年度以降段階的（年間3億円）に削減していく。

⇒県下全市町で1%前後の保険料引下げの効果がある。

イ) 保険料急増市町への激変緩和支援

相互扶助の影響により保険料増加率が1年で2%を超える市町に対する補助を行う。

⇒加西市は該当せず

## その他の主な事項

### ○基金について

- ・保険料水準の統一後も基金は市町が管理することを前提に、その活用方法については今後議論を進める。
- ・保険料水準の統一の移行期間終了後（令和12年度以降）は、市町の基金を活用した保険料の引き下げはできない。

⇒統一後は保険税率を独自に決めることができなくなることに加え、個別経費の相互扶助やサービスの平準化により、基金を活用できる範囲が限定的になる。

加西市国保の基金保有残高は8億3,374万円（令和4年9月時点）であり、統一までの期間にできるだけ適切に基金を活用したい。また、統一後の基金の活用方法については、協議の方向性を見ながら検討したい。

※今後、統一に向けた協議が進む中で決定した事項は、順次ご報告させていただきます。

## 2. 【諮問事項】加西市国民健康保険税条例の改正について

### 1) 加西市国民健康保険税率の改正

#### 【概要】

	医療給付分			後期高齢者医療支援金分			介護納付金分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
改正（案）	7.00 %	27,000 円	18,500 円	2.80 %	9,000 円	8,000 円	2.70 %	10,000 円	7,000 円
令和4年度	7.40 %	27,000 円	21,000 円	2.80 %	9,000 円	8,000 円	2.30 %	10,000 円	6,000 円
増減	△0.4 %	—	△2,500 円	—	—	—	0.4 %	—	1,000 円
（参考）R5 標準保険料率	6.59 %	28,524 円	18,481 円	2.81 %	11,806 円	7,649 円	2.63 %	13,768 円	6,720 円

○標準保険料率と比べて高い医療給付分の所得割、平等割を引き下げる。

○予定されている保険料水準の統一を見据え、介護納付金分の所得割、平等割を引き上げる。

○均等割の引き上げは行わない。

○課税限度額超過世帯を除く全世帯が引き下げとなる

2) 国民健康保険税の課税限度額の引き上げ

【概要】

	改正前		改正後	
	課税限度額	限度額超過額（世帯数）	課税限度額	限度額超過額（世帯数）
医療給付分	65万円	2,545万5千円（61世帯）	65万円	同左
後期高齢者医療 支援金分	<u>20万円</u>	<u>1,469万8千円（106世帯）</u>	<u>22万円</u>	<u>1,279万4千円（88世帯）</u>
介護納付金分	17万円	594万1千円（58世帯）	17万円	同左
合計	<u>102万円</u>	<u>4,609万4千円</u>	<u>104万円</u>	<u>4,419万円</u>

3) 軽減判定所得の引き上げ

【概要】

	改正前 軽減判定所得	改正後 軽減判定所得
2割軽減	43万円 + <u>52万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者の人数 - 1) 以下	43万円 + <u>53万5千円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者の人数 - 1) 以下
5割軽減	43万円 + <u>28万5千円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者の人数 - 1) 以下	43万円 + <u>29万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者の人数 - 1) 以下

【改正による影響】

医療給付分	改正前			改正後		
	世帯数	人数	軽減額	世帯数	人数	軽減額
2割軽減	657世帯	1,112人	821万7千円	690世帯	1,171人	864万8千円
5割軽減	865世帯	1,486人	2,723万2千円	873世帯	1,498人	2,745万6千円
7割軽減	1,506世帯	1,951人	5,551万9千円	1,506世帯	1,951人	5,551万9千円
合計	3,028世帯	4,549人	9,096万8千円	3,069世帯	4,620人	9,162万3千円

後期高齢者医療支援金分	改正前			改正後		
	世帯数	人数	軽減額	世帯数	人数	軽減額
2割軽減	657世帯	1,112人	295万8千円	690世帯	1,171人	311万3千円
5割軽減	865世帯	1,486人	978万8千円	873世帯	1,498人	986万9千円
7割軽減	1,506世帯	1,951人	2,035万4千円	1,506世帯	1,951人	2,035万4千円
合計	3,028世帯	4,549人	3,310万円	3,069世帯	4,620人	3,333万6千円

介護納付金分	改正前			改正後		
	世帯数	人数	軽減額	世帯数	人数	軽減額
2割軽減	184世帯	225人	70万8千円	198世帯	242人	76万1千円
5割軽減	277世帯	321人	257万4千円	278世帯	322人	258万3千円
7割軽減	603世帯	656人	754万7千円	603世帯	656人	754万7千円
合計	1,064世帯	1,202人	1,082万9千円	1,079世帯	1,220人	1,089万1千円

